# 島根県建築基準法取扱

## 6　限定特定行政庁と島根県の業務対象について

建第１６５１号
平成24年4月1日
改正　建第５８８号
平成29年8月8日
建第１８０７号
令和7年3月31日

限定特定行政庁の業務は、下記とする。

また、他法令（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・長期優良住宅の普及の促進に関する法律・浄化槽法など）による申請又は届出等も同様とする。

１．令第148条第１項に定める事務（知事の許可を必要とするものを除く。）

⑴ 建築物

①法第６条第１項第２号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が３以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）（以下「特定第２号建築物」という。）

②法第６条第１項第３号に掲げる建築物

③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第25条の規定により、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物（法第６条第１項第３号）とみなした建築物

※都市計画区域等外の法第６条第１項第３号建築物相当に対する建築工事届及び建築物除却届の届出等は県の業務とする。（土砂災害防止法第25条の規定により、法第６条第１項第３号とみなした建築物を除く。）

⑵ 工作物（上記建築物以外の敷地内に築造するものを除く。）

①令第138条第１項第１号の煙突（６ｍ＜高さ≦10m）

②令第138条第１項第３号の広告塔等（４ｍ＜高さ≦10m）

③令第138条第１項第５号の擁壁（２ｍ＜高さ≦３ｍ）

２．令第148条第３項第１号に定める事務

１．による建築物又は工作物に関する下記の事務

①指定確認検査機関の処分に対する措置
（法第６条の２第６項,第７項，法第７条の２第７項，法第７条の４第７項）

②検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限
（法第７条の６第１項第１号，第４項）

③違反建築物に対する措置（法第９条）

④建築監視員（法第９条の２）

⑤違反建築物の設計者等に対する措置（法第９条の３）

⑥保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言（法第９条の４）

⑦著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令（法第10条）

⑧集団規定(法第３章)に適合しない建築物に対する措置(法第11条第１項)

⑨報告、検査等（法第12条）

⑩計画通知建築物に対する措置
（法第 18 条第 19 項，第 38 項第１号，第 40 項，第 41 項）
⑪敷地の接道に係る認定（法第 43 条第２項第１号）
⑫応急仮設建築物の存続許可（法第 85 条第３項）
⑬仮設興行場等の建築許可（法第 85 条第６項）
⑭一団地認定・連担建築物認定及び認定取り消し
（法第 86 条第１項, 第２項, 第８項，法第 86 条の２第１項, 第６項,
法第 86 条の５第２項, 第４項）
⑮一団地の住宅施設に関する都市計画の決定（法第 86 条の６）
⑯全体計画認定（法第 86 条の８第１項，第３項から第６項，法第 87 条の２
第１項）
⑰用途を変更して公益的建築物として使用する建築物の存続許可
（法第 87 条の３第３項）
⑱用途を変更して興行場等として使用する際の使用許可（法第 87 条の３第６項）
⑲工事中の特殊建築物等に対する措置（法第 90 条の２第１項）
⑳書類の閲覧(法第 93 条の２)
㉑大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定
（令第 137 条の 12 第６項）
㉒大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定
（令第 137 条の 12 第７項）

３．令第 148 条第３項第３号に定める事務
①道路位置指定（法第 42 条第１項第５号）
②２項道路指定（法第 42 条第２項（幅員１．８m未満の道の指定を除く。））
③４m以上６m未満の道路の指定(法第 42 条第４項
（幅員１．８m未満の道の指定を除く。））
④私道の変更・廃止の制限（法第 45 条）
⑤予定道路の指定（法第 68 条の７第１項（同項第１号に該当する場合に限る。））
⑥道路位置指定における隅切り部の基準適用除外認定
（令第 144 条の４第１項第２号）

# 島根県建築基準法取扱

## 解　説

事例１：特定第２号建築物又は法第６条第１項第３号建築物を**単独で建築**する場合は、敷地内の既存建築物の規模・構造・用途に関わらず、限定特定行政庁の業務対象とする

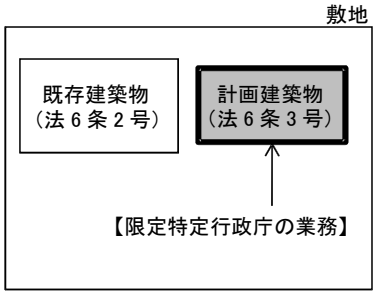


事例２：敷地内に法第６条第１項第２号建築物と特定第２号建築物又は法第６条第１項第３号建築物を**一の建築行為**として計画する場合は、すべての建築物・工作物を島根県の業務対象とする。

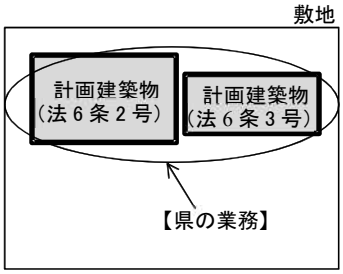


**※一の建築行為とは**
**一つの敷地において確認申請時に同時及び計画変更により追加して建設する場合**

事例３：既存建築物に増築等を行う場合は、増築等を行った後の建築物の規模・構造・用途により業務対象を判断する

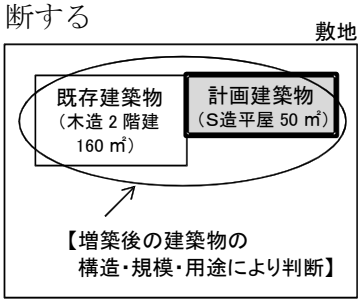


事例４：建築物が存在しない敷地内に 10m 以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、限定特定行政庁の業務対象とする。

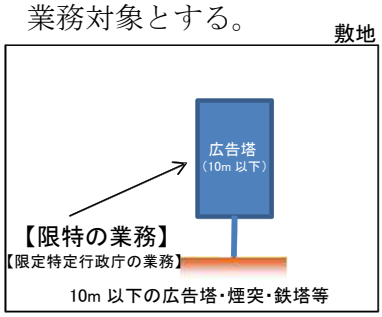


事例５：特定第２号建築物又は法第６条第１項第３号建築物以外が存在する敷地内に 10m以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、島根県の業務対象とする。
（※令 148 条第１項第３号括弧書きより）

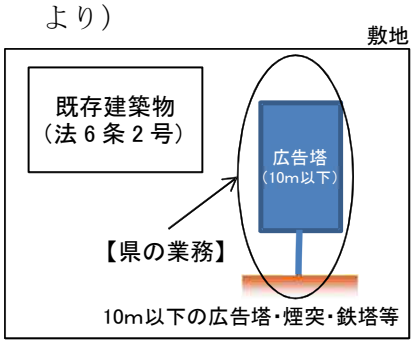


事例６：特定第２号建築物又は法第６条第１項第３号建築物の建築と 10ｍを超える煙突・鉄塔等の築造を同時にする場合は、島根県の業務対象とする。

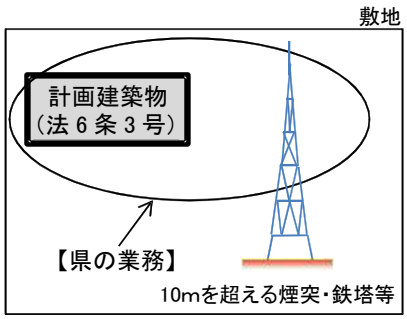


| | |
|---|---|
| 関連法令 | 建築基準法第 97 条の２第１項及び第４項<br>建築基準法施行令第 148 条 |
| 参　　考 | |